

調布市更生支援プラン(調布市再犯防止推進計画)(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年9月20日(火)～令和4年10月19日(水)
- (2) 周知方法 令和4年9月20日号, 同年10月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階福祉総務課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 教育会館, 神代出張所, 総合福祉センター
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, F A X, Eメールで市役所福祉総務課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 4件(3人)

<提出意見の内訳>

- | | |
|----------------------|----|
| 全般に対する意見 | 0件 |
| 第1章「計画策定の趣旨等」に対する意見 | 1件 |
| 第2章「市の現状と課題」に対する意見 | 0件 |
| 第3章「計画の基本的な方向」に対する意見 | 2件 |
| 第4章「計画の推進に向けて」に対する意見 | 1件 |
- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

2 第1章「計画策定の趣旨等」に対する意見

項目	No	御意見の概要	市の考え方
1-1 計画策定の背景 2ページ	1	「国では、この状況を受けて、平成24年に「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、再犯防止対策を「『世界一安全な国、日本』復活の礎ともいうべき重要な政策課題である」と明言するとともに、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」を制定し、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、再犯を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。」とあるが、なぜ、「再犯防止推進計画」なるものが出てくるのか？「初犯防止推進計画」はできていないのか？「初犯」を容認しているのか？とにかく、初犯防止を含む推進計画にしないと意味がない。	再犯防止の推進の背景として、刑法犯検挙人員に占める再犯者率の上昇があり、この再犯者の中には仕事や住まいが無いなど、様々な生きづらさを抱えたまま、地域社会で孤立してしまい、結果として犯罪や非行を繰り返してしまう悪循環が指摘されています。そのため、こうした様々な生きづらさを抱えている人の円滑な社会復帰に向けた息の長い支援が重要であると考えております。 また、本計画では、更生支援（再犯防止）を目的としている施策だけでなく、更生支援（再犯防止）に資する施策等も含めて記載し、体系化しております。その中で、初犯防止に関する取組については、基本方針4に記載のとおり、犯罪や犯罪被害を発生させないための、地域の防犯力の向上等の取組により、推進を図って参ります。

4 第3章「計画の基本的な方向」に対する意見

案	No	御意見等の概要	市の考え方
3-2 各論（基本方針ごとの取組） 基本方針1：居場所のある地域づくり 1-2 就労確保の支援 18ページ	2	課題・検討内容に対する具体的な施策として、協力雇用主に対して、ハローワークに登録した雇用しか助成を受けられない現状に対して、市が独自に短期や、就労体験などに対して、直接の助成や、身分保障を、満期出所者を含め出来る制度を設けて欲しい。また、行政の業務に対して未成年者を臨時雇用する事例が他市にはあり、市も雇用主となれる制度を設けて欲しい。	就労や住居の確保に関する支援は、更生支援に当たっての重要な要素であると考えております。そのため、今後、関係機関等と連携して更生支援に関する取組を進めていく中で、必要に応じて検討して参ります。 住宅セーフティネット法に基づき、様々な事情によりお住まいにお困りの方に対し、福祉所管部署をはじめ、関係機関等と連携し、住宅確保に向けた各種支援を進めていきます。犯罪をした者等についても、保護観察所や保護司等の関係機関と連携し、住宅確保に必要な支援を行って参ります。
3-2 各論（基本方針ごとの取組） 基本方針1：居場所のある地域づくり 1-3 住居確保の支援 21ページ	3	薬物乱用だけでなく、未成年の喫煙対策についても記載をすべきです。 タバコはゲートウェイドラッグと言われており、違法薬物使用者の9割が喫煙者でありタバコで物足りなくなると薬物に手を出すとされています。 そのため、薬物乱用防止のためには、まず喫煙防止、特に未成年の喫煙防止に取り組む必要があります。 調布市受動喫煙防止条例13条2項においても、「市は、市立の小中学校の児童・生徒に対し、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する教育を推進するものとする。」と定めがあります。 未成年者の喫煙防止のためにも子どもたちへの教育啓発を盛り込むべきと考えます。 また、未成年者の喫煙が発覚した場合には、罰を与えるのではなく、適切な禁煙治療を施せるよう調布市としてサポートをすることを記載してほしいです。 また、妊婦が喫煙すると、その子供が将来暴力犯罪を起こす率が高いという研究結果があります。妊産婦の喫煙防止および受動喫煙防止についても計画に入れるべきです。	未成年者の喫煙防止については、子ども向けのカラーチラシの全戸配布や、小中学校での授業や学童クラブへ出向いての禁煙教育などをとおした総合的な対策を推進しているところです。また、あらゆる年代からの相談に対し、状況に合わせた適切な情報提供を実施しております。 また、市教育委員会では、児童・生徒の健康教育の充実を図る重要性を認識し、令和4年度に小学校1校を研究校として指定し、発達段階に応じて、防煙教育も含めた健康教育の推進を図った取組を実施しております。引き続き、学校教育における防煙教育等の充実を図るとともに、関係機関と連携した児童・生徒の健康維持に努めて参ります。 本計画では、基本方針3「子ども・若者の安全・安心な環境づくり」において、未成年の喫煙に対する取組として、セーフティ教室や薬物乱用防止教室といった安全教育の実施について記載をしております。 禁煙治療については、どのような方からの相談であっても、状況に合わせた適切な情報提供を実施しております。 妊産婦の喫煙防止および受動喫煙防止については、妊娠届出書提出の際の面接等において、本人又は御家族が喫煙している場合に、子どもに与える影響について情報提供し、禁煙指導を行っております。今後も継続して個別支援の取組とともに、タバコに含まれる有害物質が胎児や妊娠・出産にも影響することの周知に努めて参ります。 また市では、医師による禁煙相談を実施しており、禁煙治療の流れや費用などの禁煙の動機づけなど個々の状況により対応しています。今後も御自身と御家族の健康を考える機会となるよう禁煙相談に努めて参ります。 本計画においては、「計画の位置付け」において、関連する保健福祉等の個別計画と連携を図ることとしていることから、こうした喫煙対策に関する個別計画等の各種施策と連動しながら、その視点を踏まえた検討を進めて参ります。

5 第4章「計画の推進に向けて」に対する意見

案	No	御意見等の概要	市の考え方
4-1 計画の進行管理・評価 38ページ	4	全体に実態の伴わない机上の作文（絵に描いた餅）にみえる。「4-1 計画の進行管理・評価」。 「再犯防止」ならば、対象は絞られるのだから、具体的に現状分析をして、目標を設定して、といった具体的なPDCAサイクルを実施すべき。	本計画を策定し、再犯防止に関連する各種施策に取り組むことにより、重点的な検討が必要な課題等を把握するとともに、その結果を踏まえ、今後の施策及び計画の充実を図って参ります。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。